

**職長等安全衛生教育(一般)、職長・安全衛生責任者教育(建設)案内状**

労働安全衛生法60条において、事業者は「新たに職務に就くことになった職長または労働者を直接、指導、監督する者(作業主任者は除く)対して標記教育をが義務付けられています。尽きましては、標記の教育を開催いたしますので、是非受講されますようにご案内いたします。

記

(開催日) 第1回 6月 6日(火)・7日(水) 第2回 9月 5日(火)・6日(水)

第3回 2024年 2月20日(火)・21日(水)

職長等安全衛生教育(12時間)、安全衛生責任者教育(2時間:建設業のみ受講)

(会場) (一社)和泉大津地区労働基準協会 2階会議室

(定員) 20名(定員になり次第締め切ります。)

(受講料) 1. 職長等安全衛生教育

会員 : 14,404円

[受講料13,000円・テキスト代800円消費税80円・資料代524円(税込)]

非会員: 15,404円

[受講料14,000円・テキスト代800円消費税80円・資料代524円(税込)]

2. 職長・安全衛生責任者教育

会員 : 16,064円

[受講料14,000円・テキスト代1400円消費税140円・資料代524円(税込)]

非会員: 17,064円

[受講料15,000円・テキスト代1400円消費税140円・資料代524円(税込)]

(申し込み方法)

1. 銀行振り込み

(1) 申し込み書を当協会へファックス(FAX 0725-32-9668)の上  
着信の確認をお願いします。

(2) 受講料(テキスト代及び消費税含む)を申込後、1週間以内に下記の口座へ  
お振り込み下さい。

振り込み先 : 池田泉州銀行 泉大津支店 普通口座 148225

シャ)イヅミオオツチクロウドウキジュンキョウカイ カイチョウ カタオカトシユキ

口座名義人 : (一社)和泉大津地区労働基準協会 会長 片岡敏幸

※ 振り込み確認後に受講票をお送りいたします。

※ 会場の駐車場が狭いため、車での来場はご遠慮ください。

(問合せ先)

一般社団法人 和泉大津地区労働基準協会

〒595-0024 泉大津市池浦町1丁目5-6

電話番号 0725-32-0668 ファックス番号 0725-32-9668

職長等安全衛生教育(製造業・建設業共通)、安全衛生責任者教育(建設業のみ)日程表

(第1日目)

時 間	内 容	受講者	講師
08:00~08:50	受付	全員	事務局
08:50~09:00	オリエンテーション		
09:00~11:45 (15分休憩含む)	労働者に対する指導又は監督の方法に関すること (2.5時間) 1. 指導及び教育の方法 2. 作業中における監督及び指示の方法 (職長の役割) 職長とは・職長の役割と職務・職長教育の教 第1編 (職長の職務) 指導・教育の進め方 第2編第1章 (職長の職務) 監督・指示の方法 第2編第2章		
11:45~12:30	昼食		
12:30~14:40 (10分休憩含む)	作業方法の決定及び労働者の配置に関すること (2時間) (適正な配置) 第2編第3章 (作業手順の定め方) 第2編第7章		
14:40~14:50	休憩		
14:50~17:00 (10分休憩含む)	その他現場監督者として行なうべき労働災害防止に関すること (2時間) 1. 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 2. 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法 (整理整頓と安全衛生点検) 第2編第6章 (労働災害防止についての関心の保持および労働者の創意工 第2編第12章		
17:00~17:10	休憩	建設業	
17:10~18:10	安全責任者の職務等 (1時間) 1. 安全衛生責任者の役割 2. 安全衛生責任者の心構え 3. 労働安全衛生関係法令 労働安全衛生関係法令等の関係条項 (1-1~7) 安全衛生責任者の役割及び心構え (2-1~4)		

(第2日目)

時 間	内 容	受講者	講師
08:00~08:30	受付	全員	事務局
08:30~11:45 (休憩15分含む)	危険性または有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること (4時間) 1. 危険性又は有害性の調査の方法 2. 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3. 設備、作業等の具体的な改善の方法 (リスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策 第2編第11章 (設備の改善) 第2編第4章 (環境改善の方法と環境条件の保持) 第2編第5章 (作業方法の改善) 第2編第8章		
11:45~12:30	昼食		
12:30~13:30	同上		
13:30~13:40	休憩		
13:40~15:10	異常時における措置に関すること (1.5時間) 1. 異常時における措置 2. 災害発生の措置 (異常時における措置) 第2編第9章 (災害発生時における措置) 第2編第10章		
15:10~15:20	休憩	建設業	
15:20~16:20	統括安全衛生管理の進め方 (1時間) 1. 安全施工サイクル 2. 安全工程打ち合わせの進め方 安全衛生計画 (3-1~2) 安全施行サイクル (4-1~3) 安全工程打ち合わせの進め方 (5-1~3)		

宛先 (一社)和泉大津地区労働基準協会

(TEL 0725-32-0668 FAX 0725-32-9668)

製造業	職長等安全衛生教育	受講申し込み書
建設業	職長・安全衛生責任者教育	受講申し込み書

≪受講日≫ 年 月 日(火) 日(水)

6				
所在地	〒			
担当者	氏名			部 署
連絡先	TEL			FAX
会員・非会員について			受講科目について	
該当するものに○印をつけて下さい			該当するものに○印をつけて下さい	
1. (一社)和泉大津地区労働基準協会会員			1. 製造業 職長等安全衛生教育	
2. 他地区の労働基準協会会員( )			2. 建設業 職長・安全衛生責任者教育	
3. 非会員				

※受講番号	ふりがな 受講者名	生年月日	本籍地 (都道府県)	住 所

- 1 ※欄は記入しないで下さい。
- 2 記入項目は修了証作成時に使用しますので、楷書で正確に御記入願いたします。